

金融教育研究校・金銭教育研究校制度の概要

1. はじめに

滋賀県金融広報委員会では、「金融や経済のしくみを学ぶ」、「金銭や物に対する健全な価値観を身につける」といった「金融教育」、「金銭教育」に関する学校での取り組みの一環として、県内の小・中・高校および幼稚園に対して「金融教育研究校」、「金銭教育研究校」を委嘱しています。

小・中・高校の学習指導要領の改訂により、「物や金銭の大切さ」、「金融などのしくみや働き」などといった金融・金銭教育関連の内容が拡充されました。こうした内容を実践する場としてもご活用いただけるものと考えています。

2. 制度の目的

現在および将来の生活を支え得る金融・経済に関する正しい知識の習得または金銭や物に対する健全な価値観の養成をはかるため、生徒・児童・幼児それぞれの発達段階に応じた教育を実践するとともに、その効果的な方法を研究することを目的としています。

(注)「金融教育研究校」は高等学校、中学校、小学校において金融・経済に関する正しい知識の習得に力点をおくものです。一方、「金銭教育研究校」は、中学校、小学校、幼稚園において金銭や物に対する健全な価値観の養成に力点をおくものです。

—— 滋賀県金融広報委員会では、昭和 51 年度から本制度による研究校の委嘱を開始し、これまでの研究校の活動を通じて、金融・金銭教育の普及活動を続けています。

3. 研究校の委嘱期間

原則として年度初(4月)から翌々年度末(3月)までの2年間委嘱します。

ただし、実践ならびに研究に支障のない場合には、年度途中からの委嘱、2年未満の委嘱も認めます。

4. 委嘱内容

- ・「金融教育」または「金銭教育」の研究ならびに実践
 - 金融広報中央委員会発行の「金融教育プログラム 社会の中で生きる力を育む授業とは 」および「金融教育ガイドブック 学校における実践事例集」等を参考にしつつも、独創性の高い研究ならびに実践を行って頂くことを期待します。

- ・研究ならびに実践の報告
 - 年度毎に実践指導計画書を作成し、金融広報アドバイザー等協議会(当委員会主催)において報告していただきます。2年目には、1年目の実践についても報告していただきます。
 - 委嘱期間終了時に滋賀県金融広報委員会に研究ならびに実践内容に関する報告書を提出してください。この報告書には所定の書式はありません。

- ・教育研究費の使途報告
 - 各年度の教育研究費の使途報告書を支出の事実を確認できる領収書等を添付のうえ提出していただきます。

5. 研究校に対する支援

- ・研究・実践内容の企画立案におけるサポート
- ・講師の派遣
- ・金融・金銭教育に関する教材、資料の提供
- ・公開授業、金融(金銭)教育協議会等の開催におけるサポート
- ・教育研究費の助成
 - 教育研究費として各年度 15 万円を上限に助成します。ただし、委嘱初年度の助成額が 15 万円に達しなかった場合、次年度の助成額の上限は 15 万円に前年度の未達額を加算した金額とします。
教育研究費は、使途により「実践指導費」と「一般共益費」に分類され、それぞれに年度間利用可能額が設定されています。詳細は、事務局にお問い合わせください。

滋賀県金融広報委員会事務局

〒520-8577 大津市京町 4-1-1 滋賀県県民活動生活課内

TEL : 077-528-3412 FAX : 077-528-4840

E-mail shigakinkoui@bz01.plala.or.jp